

平成25年度
第3回救急業務のあり方に関する検討会
資料

平成26年3月6日
消防庁

平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項

★救急業務の高度化★

- ICT等の活用
 - ・情報通信端末等活用の実態調査
 - ・ビデオ喉頭鏡のフォローアップ調査

★消防と医療の連携★

- 「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）の具体的な運用や改善状況等のフォローアップ調査
 - ・実施基準のフォローアップ調査

★応急手当の普及促進★

- 応急手当の普及促進
 - ・新しい救命講習の実態調査

通知発出

救急業務に携わる職員の教育体制強化に関する作業部会

★救急救命士の教育強化体制★

- ・指導的立場の救急救命士について

★救急隊員等の教育強化体制★

- ・教育体制の充実強化について

★通信指令員の教育強化体制★

- ・通信指令員に必要な救急に係る教育について

通知発出・教材の策定

救急業務実施基準検討WG

◎別表の見直し検討
(車載資器材)

救急業務実施基準の改正

報告書の策定

1. 救急業務の高度化 (第2章)

救急業務の高度化①（ICTの活用）

報告書(案)の主な内容(1)

背景・経緯

救急出動件数が年々増加し病院収容所要時間等が延伸している中、円滑な傷病者の搬送と受入れの一層の推進のため、既にいくつかの団体ではタブレット型情報通信端末等の救急業務への活用による効果的な取組が行われているところであり、地方公共団体の救急業務におけるICTの導入及び運用を支援するため、昨年度に引き続き今年度も、ICTを活用した救急業務の高度化について検討を行った。

今年度の主な検討内容

- ・救急業務において活用されるICTの標準的な機能
- ・救急業務におけるICTの活用状況や先進的取組事例
- ・ICTの導入による効果及び課題等
- ・医療機関における応需情報の入力率等の向上

実態調査等の結果

※消防庁実施アンケート調査及びヒアリングの結果による

- ・救急業務におけるICTの導入の状況は、全国的には未だ半数を下回るものの、その数は着実に増加
- ・各機能の効果についても、地方公共団体における検証等を通して、認知されている
- ・医療機関における応需情報の入力率・入力頻度の向上に向けた工夫策について、いくつかの団体において、応需情報項目の簡素化を図るなどの取組が実施されている
- ・救急業務において活用されるICTの標準的な機能として、6つの機能を地方公共団体に通知(H25.9.13)
- ・ICTの導入による効果・課題等について、各種機能別に地方公共団体に通知(H25.12.20)

救急業務の高度化②（ICTの活用）

救急業務において活用されるICT(情報通信技術)の標準的な機能について(通知)

昨年度の検討会報告書の内容及び今年度第1回検討会の内容を踏まえ地方公共団体に通知を发出
(平成25年9月13日付消防庁救急企画室長通知)

	各種機能	主な機能
多くの先進事例で活用されている機能	医療機関情報共有機能	医療機関が救急医療情報システム等に入力する受入可否情報(応需情報)を、端末上で確認することにより、実施基準に即した医療機関選定を支援する機能
	搬送実績情報共有機能	救急隊が入力する搬送実績に係る情報(搬送時刻、受入れの可否等)を、救急隊と医療機関の間で共有することにより、医療機関選定を支援する機能
いくつかの先進事例で活用されている機能	傷病者情報共有機能	救急隊が入力する傷病者情報(画像情報を含む。)を、救急隊と医療機関の間で共有することにより、医療機関側の受入体制の整備等を支援する機能。
	緊急度判定支援機能	救急隊が傷病者の観察により得られたバイタルサイン等を端末に入力することにより、緊急度の判定を支援する機能。
	情報出力機能	救急隊が救急活動中に入力した情報を、救急活動記録票や統計資料等にデータ出力することにより、帰署後の救急隊員の事務負担を軽減し、業務の効率化を支援する機能。
	活動記録分析機能	救急隊が入力した活動記録のデータと、初診時のデータ等を突合・分析することにより、救急活動の質の向上に向けた事後検証等を支援する機能。

救急業務の高度化③（ICTの活用）

「消防と医療の連携」及び「ICTを活用した救急業務の高度化」について(通知)

アンケート調査及びヒアリングの結果や第2回検討会の内容を踏まえ地方公共団体に通知を发出
 (平成25年12月20日付消防庁救急企画室長通知)

各種機能	導入による効果	導入における課題等
医療機関情報共有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の選定が迅速に実施でき、病院収容までの時間が短縮 ・病院選定時間が短縮 ・病院照会回数が減少 ・受入状況の「見える化」により病院相互の情報共有が進み、救急患者の受入れに対する意識が向上 ・医療機関の受入可否情報がリアルタイムで取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源が限られた地域では、選定先も限られるため、効果が現れにくい ・人手不足等の理由により、医療機関によるリアルタイムでの応需情報の入力が困難
搬送実績情報共有機能		
傷病者情報共有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対し、事前に救急患者の状態が共有でき、治療体制の構築の迅速化に効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須入力項目の最小化により、迅速な情報入力を可能にする等、救急活動上の負担を考慮したシステムを構築することも必要
緊急度判定支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度判定を支援することにより、最適な病院選定が可能となることが期待される 	
情報出力機能	<ul style="list-style-type: none"> ・レポートシステムの活用により、救急隊員の救急活動記録票の作成に係る事務負担が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な導入に向けては、域内の救急活動記録票の様式を統一するなどの工夫も必要
活動記録分析機能	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した活動記録のデータが、事後検証等へ活用されることが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ・データの突合・分析のため、消防機関と医療機関の間でシステム上の連携が必要

救急業務の高度化④（ICTの活用）

報告書(案)の主な内容(2)

まとめ

◆ICTを活用した救急業務の高度化の更なる推進

消防庁においては、救急業務におけるICTの活用は、円滑かつ適切な搬送・受入体制の確保において改めて重要と認識しているところであり、地方公共団体における救急業務の実情や、消防機関、医療機関、その他関係機関のニーズを踏まえつつ、引き続き、全国のICTの活用状況やICTの各種機能の効果と課題等について検討を行い、地方公共団体におけるICTを活用した救急業務の高度化に係る取組を一層推進していく。

◆地方公共団体における今後の取組の方向性

- 今後の取組に当たっては、以下に留意されて、検討を進められたい。
- ・各都道府県や地域においては、先進事例の効果や課題等を踏まえつつ、ICTの導入や機能の追加に向けて更なる検討を図られたい。
 - ・ICTに盛り込む機能の内容やその操作性については、搬送を担う消防機関と受入れを担う医療機関の意見を十分に踏まえ、必須入力項目の最小化による救急活動中の迅速な情報入力を可能にする等、救急活動上の負担を考慮したシステムの構築を検討されたい。
 - ・ICTの運用に当たっては、蓄積された搬送実績や応需実績について、定期的に消防機関と医療機関の間で情報の共有を行うことにより、情報入力に係る相互の意識の向上を図られたい。

救急業務の高度化⑤（ビデオ喉頭鏡）

報告書(案)の主な内容

今年度の主な検討事項

- ・実態調査(アンケート)結果
 - ・ビデオ喉頭鏡の導入状況
 - ・ビデオ喉頭鏡による気管挿管の実施状況
 - ・ビデオ喉頭鏡を導入していない理由等
- ・今後の方針

《検討状況・検討結果》



報告書(案)参照

まとめ

◆ 今後の方針等

- ・「平成22年度 救急業務高度化推進検討会 報告書」において、「各地域の実情に応じ、地域のMC協議会の判断により、新規に気管挿管認定を取得した救急救命士が、認定前に行う30症例の病院実習に続けて、ビデオ喉頭鏡の技術習得のための病院実習を行ってもよいものとする。」と提言されていることから、今後、厚生労働省との協議等を通じて、このような対応が全国的に実施されていくよう、国レベルで改めて検討を進めていくことが必要である。
- ・消防庁としては、ビデオ喉頭鏡の運用を視野に入れている各消防本部、MC協議会の取組に資するよう、引き続き全国的な動向を注視するとともに、厚生労働省とも連携し、必要な取組を実施していく必要がある。

2. 消防と医療の連携 (第3章)

消 防 と 医 療 の 連 携 ①

「消防と医療の連携」及び「ICTを活用した救急業務の高度化」について(通知)

背景・経緯

今年度、全国の都道府県等に対してアンケート調査及びヒアリングを実施し、第2回検討会において、実施基準の運用状況とその効果、消防と医療の連携に向けた取組等について検討を行った結果を踏まえ、各地方公共団体において、関係機関間で問題意識を共有し、円滑な搬送と受入れのため、より具体的・効果的なルールづくり(実施基準の改定等)に向けた一層の連携が図られるよう、別添資料5のとおり、「消防と医療の連携」及び「ICTを活用した救急業務の高度化」について(平成25年12月20日付消防庁救急企画室長通知)を发出。

内 容

1. 消防と医療の連携に係る現状と課題
 - (1) 実施基準の運用状況等
 - (2) 消防と医療の連携における課題等
2. 消防と医療の連携に係る先進的な取組事例(テーマ別)
 - (1) 関係機関間における連携
 - (2) 精神疾患を有する傷病者への対応に向けた連携
 - (3) 高齢傷病者への対応に向けた連携
 - (4) 産科・周産期疾患を有する傷病者への対応に向けた連携
 - (5) 中毒性疾患を有する傷病者や頻回利用者等への対応に向けた連携
 - (6) 広域的な搬送・受入れの実施に向けた連携
3. 消防と医療の連携に係る今後の取組

資料5(通知)参照

消 防 と 医 療 の 連 携 ②

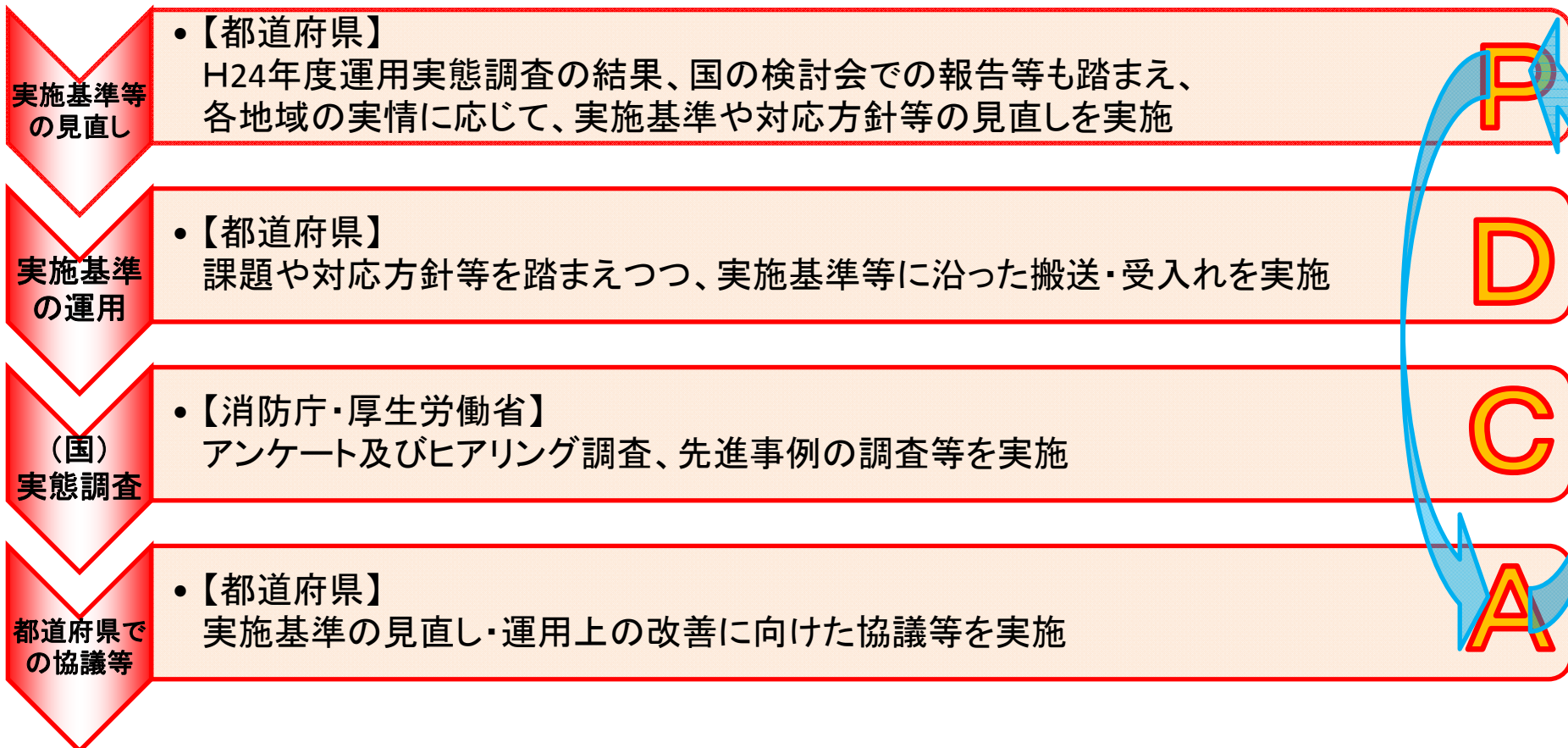
報告書(案)の主な内容(1)

今年度の主な検討事項

<フォローアップの目的>

実施基準の運用状況等、各都道府県における「消防と医療の連携」に係る取組について、共通する課題や先進的取組の把握等を行うことにより、各地域の実情に即した取組へと繋げる

<フォローアップの概要>



消 防 と 医 療 の 連 携 ③

報告書(案)の主な内容(2)

消防と医療の連携に係る実態調査

※消防庁実施アンケート調査及びヒアリングの結果による

◆ 調査結果(都道府県等からの回答)

- ・法定協議会の現状 : 既存の都道府県MC協議会等の活用、親会の開催頻度は年1~2回が多い多くの団体で下部組織等の会議が複数回開催されている
- ・実施基準の見直し状況 : 昨年度からは29団体が医療機関リストや観察基準等を改定
- ・6号基準(受入医療機関を確保するための基準)の策定状況等 : 41団体で具体的ルールを策定
- ・実施基準の運用による効果 : 多くの団体で定量的又は定性的な効果あり
- ・地域MC協議会の役割 : 多くの消防本部で救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整への期待

◆ 消防と医療の連携に係る先進事例(分野別)

- ・関係機関間における連携
- ・精神疾患を有する傷病者への対応に向けた連携
- ・高齢傷病者への対応に向けた連携
- ・産科・周産期疾患を有する傷病者への対応に向けた連携
- ・中毒性疾患を有する傷病者や頻回利用者等への対応に向けた連携
- ・広域的な搬送・受入れの実施に向けた連携

消 防 と 医 療 の 連 携 ④

報告書(案)の主な内容(3)

課 題

◆ 法定協議会の運営に係る課題

- ・都道府県の関係部局間や都道府県MC協議会との連携不足等

◆ 実施基準の運用に係る課題

- ・(身体との合併症を含む)精神疾患、酩酊者、高齢者施設からの搬送等への対応事案については、実施基準及びその他の具体的な搬送ルールが設けられていない場合が多く、搬送に苦慮しているケース
- ・6号基準等に基づき、最終受入れや一時受入れが実施された場合であっても、(専門医等の不足を含む)医療資源の不足や偏在により、調整先の受入病院や後方支援病院の体制が十分に整っていないため、三次医療機関等に搬送が集中しているケース

まとめ

◆ 消防と医療の連携に係る今後の展望

- ・各都道府県や地域において、消防機関と医療機関をはじめ、域内の医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、専門科医、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り(実施基準の改定等)を行っていく等、更なる取組が求められる

◆ 今後の国の取組

- ・各団体において、「消防と医療の連携」及び実施基準の効果的な運用・改善が十分に推進されるよう、ひいては、選定困難事案の解消と救急搬送時間の短縮が図られるよう、今後も各地域の課題や先進事例等に着目しつつ、関係機関を対象に必要なフォローアップを行っていく

3. 応急手当の普及促進 (第4章)

応急手当の普及促進 ①

今年度の主な検討事項

背景・経緯

・一般市民への応急手当の普及啓発を図るため、消防庁では従来の応急手当講習よりも時間を短縮した「救命入門コース」の新設や、「e-ラーニング講習」を推奨しており、昨年度のあり方検討会では、普及促進研究事業として取組を行った7地域の取組内容や課題等を報告書において明らかにした。

※平成24年度「救急業務のあり方に関する検討会報告書」

・報告書では、短時間講習をいかに普通救命講習にステップアップさせるのか、また、受講率の向上に向けた取組として、効果的かつ効率的な普及促進策について引き続き検討が必要であるとし、特に今年度は、学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策(学校と消防の連携方策等)について検討を行った。

検討内容

- ・応急手当の普及促進に係る実態調査(アンケート調査)の実施
- ・先進取組地域における関係機関との連携方策等についてヒアリング調査等の実施

応急手当の普及促進②

報告書(案)の主な内容

・応急手当の普及促進の現状(アンケート結果)

①都道府県の取組状況

- ・小学校中高年を対象とした実施状況
- ・実施していない理由等

②消防本部の取組状況

- ・小学校中高年を対象とした実施状況
- ・実施していない理由等

③先進事例の取組状況

- ・北広島市(学校コーディネーターの活用)
- ・柏市(教育委員会等との調整)
- ・福岡市(教育委員会等との調整)

・今後の方針

《検討状況・検討結果》



報告書(案)参照

まとめ

◆今後の方針

- ・この度のアンケート結果及び先進地区での取組事例等により、今後、小学校中高学年を受講対象とした応急手当の普及促進については、教育委員会をはじめとした関係者との連携・調整が必須である。
- ・すべての学校へと取組を広げる際には、指導者や資器材の確保が課題として挙げられ、今後、教職員や地域住民を対象とした指導者(応急手当普及員)の養成等、特に人材育成の取組を進めていく必要がある。

4. 救急業務に携わる職員の教育のあり方（第5章）

教育のあり方今年度検討体制

検討体制

救急業務のあり方に関する検討会

教育に関する作業部会

- ・救急救命士の教育のあり方
- ・救急隊員の教育のあり方
- ・通信指令員の救急に係る教育のあり方

検討班設置

WG設置

救急救命士班

- ・指導救命士のあり方
(要件・養成方法等)

救急隊員班

- ・生涯教育のあり方
(段階別教育の検討等)

通信指令員班

- ・指令員教育のあり方
(具体的な教育内容等)

救急業務実施 基準見直し検 討WG

- ・救急車積載資
器材の検討等

救急業務に携わる職員の教育のあり方②

報告書(案)の主な内容(1)

実態調査(アンケート)結果



報告書(案)参照

《主な内容》

- 救急救命士の再教育等
 - ・再教育カリキュラム策定状況
 - ・再教育の履修状況
 - ・指導的立場の救急救命士の配置状況
- 救急隊員の生涯教育
 - ・年間計画の策定状況
 - ・教育管理表・チェックリストの活用状況
 - ・e-ラーニングの策定状況
 - ・隊長教育の実施状況 等
- 通信指令員の救急に係る教育
 - ・通信指令員の配置状況(救急救命士等)
 - ・救急に係る教育の実施状況
 - ・口頭指導に係る事後検証の実施状況
 - ・事後検証に対する通信指令員の関与
- まとめ(実態調査)

救急救命士の資格を 有する職員の教育のあり方

救急救命士の教育のあり方

報告書(案)の主な内容(2)

今年度の主な検討事項

《指導的立場の救急救命士のあり方》

- ・名称
- ・要件
- ・養成カリキュラム
- ・インセンティブ
- ・活躍の場
- ・今後の方針等(まとめ)

《検討状況・検討結果》

報告書(案)参照



まとめ

- ◆指導的立場の救急救命士の全国展開に向けて
 - ・全国で質の担保された救急業務が行われることを目的として、消防本部の規模等に関わらず指導的立場の救急救命士が養成する体制が構築できるよう、全国展開に向けた一層の議論が望まれる。
- ◆今後の国の取組
 - ・国としては、指導的立場の救急救命士の活躍の場の提供として、国が行う検討会などにおいて積極的に活用を図っていくとともに、全国救急隊員シンポジウムなど全国的な研修の場などにおいても活用が図られるよう関係機関への働きかけなど、必要なバックアップを行っていく。

救急隊員の生涯教育 のあり方

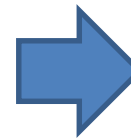
救急隊員の教育のあり方

報告書(案)の主な内容(3)

今年度の主な検討事項 《役割別の教育のあり方・e-ラーニング》

- ・役割別に必要な教育のあり方
(区分)・新任救急隊員・兼任救急隊員
・現任救急隊員・救急隊長
- ・各役割別に必要な教育の考え方
・教育項目内容
- ・e-ラーニングの活用(実態調査結果等)
- ・今後の方針等(まとめ)

《検討状況・検討結果》



報告書(案)参照

まとめ

◆これからの救急隊員の生涯教育のあり方

・役割別に必要な教育として標準化された教育項目等を国が示すことにより、消防本部の規模等に関わらず一定の質が担保された教育が実施可能となり、ひいては全国で質の担保された救急業務の展開につながっていくことから、今後、各消防本部での生涯教育の充実が図られることが期待される。

◆ e-ラーニングの活用

・e-ラーニングについては、既にいくつかの消防本部で策定・活用が図られていることから、これら取組を参考に、著作権や二次配布制限等の問題に留意しつつ、策定済みのコンテンツの活用など、優れたコンテンツを全国の消防本部に共有していくことが望まれる。

通信指令員の救急に係る 教育のあり方

通信指令員の救急に係る教育のあり方

報告書(案)の主な内容(4)

今年度の主な検討事項

《通信指令員テキスト(救急)の策定等》

- ・テキストの項目(案)
 - ・第1節「救急業務の理解」
 - ・第2節「救急指令」
- ・先進事例の取組紹介
 - ・通信指令員が関与する事後検証体制の構築について(福岡市)
 - ・通信指令員救急研修について(北九州市)
- ・まとめ

《検討状況・検討結果》

- ・報告書(案)参照
- ・テキスト(案)参照



まとめ

◆これからの通信指令員(救急)教育のあり方

・この度のテキストの策定により、全国統一的な指針が示されることとなり、今後、このテキストの活用によって通信指令員に対する恒常的な教育が図られることが期待される。

ただし、小規模消防本部など、単独で教育を行うことが困難なところに対して、将来、集合研修の実施などについても考慮されることが望ましい。

◆ 今後の方策

・テキストを活用した教育について、来年度以降モデル事業として教育を実施し、適切な教育方法や教育時間などについて検討し、そこで把握された課題等を反映させるなど、教育のあり方について引き続き検討を続けることが必要である。

救急業務に携わる職員の 生涯教育の指針Ver.1の策定

救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver.1

背景・経緯

昨年度から2ヶ年にわたって検討してきた「救急業務に携わる職員の教育のあり方」について、救急救命士（指導救命士制度）、救急隊員（役割別に必要な教育）、通信指令員の救急に係る教育の「目的」や「教育内容」等を体系的にまとめ、今後の生涯教育の取組への指針として示した。

報告書(案)の主な内容

- ・教育理念等
 - ・生涯教育の必要性
 - ・教育理念、教育目標、到達目標
- ・教育体制、教育資源
 - ・指導救命士を中心とした教育体制の構築
 - ・教育資源（教育機関、人的資源、施設等）
- ・これからの救急隊員生涯教育（まとめ）

《内容(指針抜粋)》

- ・報告書(案)参照
- ・指針(案)参照



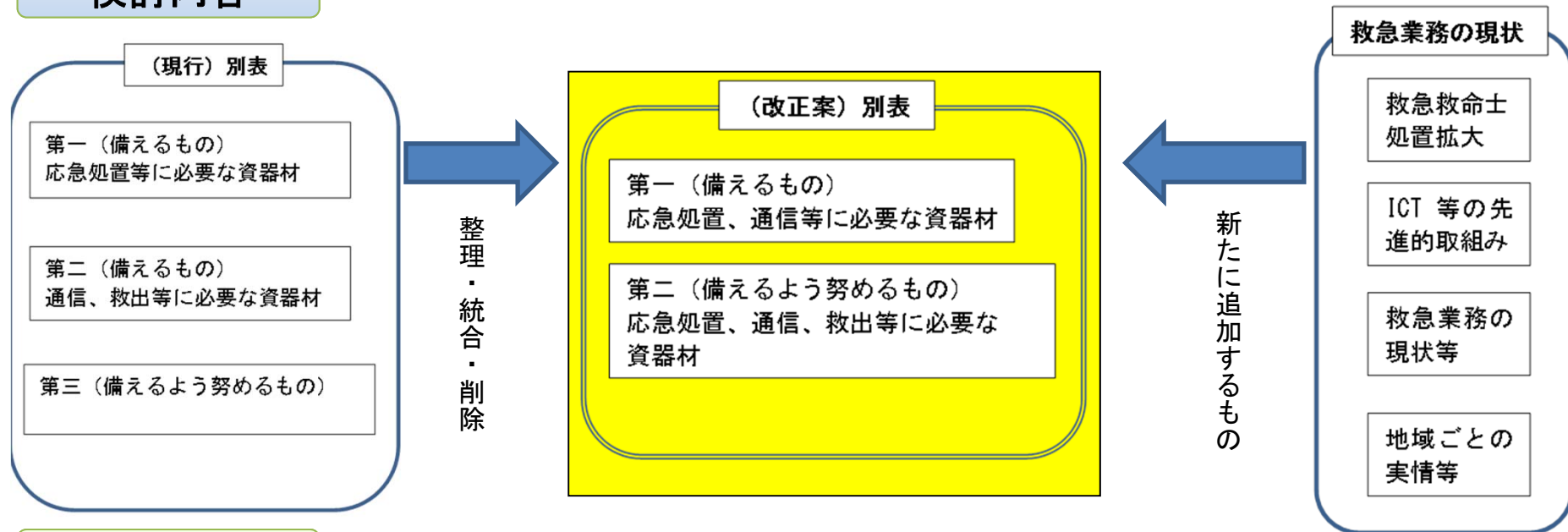
5. 救急業務実施基準 【別表】の見直し(参考資料)

救急業務実施基準（別表）見直し

背景・経緯

前回改正から20年以上が経過し、救急自動車に積載する資器材についても使用頻度が低いもの、新たなものなど、現在の救急業務の実情に合致すべく検討が必要な時期となっていたため、必要な見直しを行った。

検討内容



検討結果

第2回救急業務のあり方に関する検討会にて報告のとおり、平成25年11月29日付の通知において、改正内容等について都道府県を通じて消防本部へ周知

報告書(案)の主な内容

報告書(案)参照: 検討の経緯、内容等